

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月21日（平成29年（行情）諮問第100号）

答申日：平成29年12月11日（平成29年度（行情）答申第371号）

事件名：平成27年度中に特定法人の事業所内で発生した労災死傷事故に関する災害調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成27年度中、特定法人（本社・特定市）の事業所内で発生した労災死傷事故に係る災害調査復命書、労働者死傷病報告及び労災事故に関する会社への指導文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、長野労働局長（以下「処分庁」という。）が平成28年11月28日付け長野労働局開第8号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

労災死亡事故に伴う関係法令さえ不開示であり、それに基づく事実関係が何一つ判明しない上、長野労働局が適法適正な業務をしたのか、また事業者に対してどんな処分を下したのか、その経過や結果を含めて全く不明なため。

##### （2）意見書

###### ア 諮問庁の理由説明書について

理由説明書において結論は「原処分は妥当であり、これを維持し、本件審査請求は棄却すべき」とした。これは、審査請求人が審査請求の趣旨及び理由で指摘した、「労災死亡事故に伴う関係法令さえ不開示であり、それに基づく事実関係が何一つ判明しない上、長野労働局が適法適正な業務をしたのか、また事業者に対してどんな処分を下したのか、その経過や結果を含めて全く不明なため」に対し

て、何ら誠実に回答しておらず、法や労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）の目的、ひいては主権者たる国民の知る権利の保障にも反するものであり、全く納得できるものではありません。

同説明書の個別意見に対しては、法律の専門家でないため逐次の反証は個別具体的に提起しようもありませんが、開示請求した文書はそのほとんどが墨塗りであり、被害者の個人情報を除き、適用法律名やその条項のほか、文書の項目やそのページ番号さえも不開示であるのは、最初から非公開を前提とするような行政側の一方的な姿勢には、全くの理解の余地もありません。情報公開・個人情報保護審査会におかれましては、国民全体の奉仕者たる行政機関の情報公開がより一層進むように、公正中立の立場で適正な判断を切に望むものであります。

#### イ 情報公開法の趣旨について

改めて示すまでもありませんが、法は1条により「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」を目的としています。国民のために行政情報の公開を図りながら、公正で民主的な行政運営を推進することは大原則であるはずで

す。法5条（行政文書の開示義務）においては原則開示が基本であり、確かに不開示情報として例外規定を挙げておりますが、労働法制に鑑みれば第一義的に尊重されるのは労働者の権利であり、事業者よりも労働者の個人情報は守られるべきであるのは言うまでもありません。

したがって、法5条2号イ「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を適用する場合、労働法制上においては尊重されるべきは労働者であり、事業者ではありません。同号のただし書以下「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」とあるとおり、労災死傷事故により労働者は死亡したのであり、二度と同様な事故が起きないように、人の生命を守るためにも公にすることが適当であります。

#### ウ 安衛法の趣旨について

こちらを改めて言及するまでもありませんが、安衛法1条により「労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化

及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること」を目的とし、労働者の安全と健康の保守に主眼をしております。

今回の事業者は同法20条（事業者の講ずべき措置等）1項「機械、器具その他の設備による危険」の違反容疑で、労働基準監督官により司法警察員の職務として事業所内の立ち入り捜査を受けたと推認されます。この捜査が、もし事業者との相互の信頼関係や任意の協力によって実施されたとするなら、安衛法に対する国民の認識を一変せざるを得ないかもしれません。法5条2号の条文を前提として、安衛法の原則が歪められるようなら本末転倒であり、労働者の権利と権限はどここの省庁が保全してくれるというのでしょうか。

折しも、大手広告代理店で発生した女性労働者の過労自殺を契機として、同代理店が厚生労働省により強制捜査を受け、時間外労働規制等に伴う政府の「働き方改革」が多くの国民の注目を集めております。その最中、労働基準法をはじめ労働者の権利を擁護する安衛法等が、一方で、ある地方の労災死傷事故の事例にみられるように、行政機関のちぐはぐな対応や対策によって、実は気が付いたらその法律の要件が後退していたことにならないよう、強く願うばかりであります。

#### エ 事業者を巡る公的補助金等との関係性について

今回の労災死傷事故は事業者が単なる一民間企業であるなら、同事故発生後、速やかに業務上過失致死、安衛法違反の両容疑で書類送検され、その事実関係は公表されたのかもしれませんが。ところが、該当する事業者は、特定県の一大事業として国、県の補助金70億円余を受けて大型木材加工施設と木質バイオマス発電を組み合わせた「特定プロジェクト」事業を平成27年度から開始、その約半年後、特定市有地の借地であった同施設内で労働者が工作機械を点検中に巻き込まれ、1人が死亡するという労災事故が発生していたのであります。

このため、同事故が発生した当日の第一報はマスコミ報道されたものの、それ以外は何ら一切報道もされず、県議会や市議会においてもその詳細を報告することがありませんでした。この背景を察すると、特定県が音頭を取って始めた新規事業の一大プロジェクトが途中で頓挫することは、公有地を格安で工面した特定市にとっても、さらに補助金を認定した特定庁等の国にとっても不都合極まりない。県の関係者をはじめ国会議員等を通じて当該の労働行政機関に働きかけがあったのかは不明であるものの、当該の機関が地方の実情を

そんなたくした可能性は全く捨て切れるものではありません。

また、最近の国会でも耳目を集めた「特定問題」の背景を事例にするまでもなく、国会議員や行政トップの意向を暗黙の了解のうちに当該の行政機関が最大限に尊重したとしても不思議ではないでしょう。だが、しかし、特定省の特定局ばかりでなく、厚労省の長野労働局においても、世間の関心を集めるまでもない小さな労災事故に至っても、一部の権力者のために、行政側のそんなたくがあっていいものでしょうか。そこには、主権者たる国民に対して説明責任が伴うものであり、法は国民側の立場に立ってそれに大きく寄与、貢献すべき法律であると信じて疑いません。

よって、情報公開・個人情報保護審査会におかれましては、国民主権が侵害されることがなきよう公明正大な判断を強く求めるものであります。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求人」という。）は、平成28年10月27日付け（同月28日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「平成27年度中、特定法人の事業所内で発生した労災死傷事故に関する災害調査復命書（以下、第3においては「文書1」という。）、労働者死傷病報告（以下、第3においては「文書2」という。）及び労災事故に関する会社への指導文書（以下、第3においては「文書3」という。）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、平成28年11月28日付け長野労働局開第8号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、これを不服として、同年12月20日付け（同月21日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関しては、それぞれ以下のとおりと考える。

(1) 文書1について、処分庁においては、本件開示請求に対し、特定した対象文書の存在を明らかにした上で、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイの不開示情報に該当する部分を不開示として部分開示したものであるが、諮問庁としては、本件対象文書は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法5条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することが適当であったと判断する。

しかしながら、本件の場合、原処分において、対象文書の存在を明ら

かにすることで、既に不開示情報を開示してしまっているものであり、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 文書2について、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに基づき不開示とした部分は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 文書3について、処分庁においては、本件開示請求に対し、特定した対象文書の存在を明らかにした上で、法5条1号、2号イ及びロ、4号並びに6号柱書き及びイの不開示情報に該当するとしてその全部を不開示としたものであるが、諮問庁としては、本件対象文書は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法5条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することが適当であったと判断する。

しかしながら、本件の場合、原処分において、対象文書の存在を明らかにすることで、既に不開示情報を開示してしまっているものであり、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はなく、原処分を維持することが妥当である。

### 3 理由

(1) 本件対象文書について

ア 文書1について

平成27年度中に特定法人の事業所内において発生した労働災害に関して労働基準監督署が実施した災害調査に基づく災害調査復命書は、本来法8条を適用し、対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものではあるが、原処分で既に対象文書の存在を明らかにしているため、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はない。

このため、文書1については、別表に掲げる文書番号1の文書を本件対象文書として特定した。

(ア) 災害調査について

災害調査は、死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に、同種災害の再発を防止するため、安衛法に規定される職権に基づき、関係者らの任意の協力の下で、調査担当者（労働基準監督官、産業安全専門官等）が労働災害を構成した機械等の起因物の不安全な状態、労働者の不安全な行動等の労働災害の発生原因を究明し、再発防止策を決定するまでの一連の事務であり、また調査を通じて確認した法違反等に対して行政としてどのような措置を行うのか決定している。

災害調査の目的は、災害発生原因の究明及び再発防止対策の樹立であり、調査担当者は、当該災害に関して安衛法等の法違反の有無だけでなく、関係者、使用機械、作業形態、管理体制などの人的要因、物的要因、労働環境等を詳細に見分・調査し、その調査結果から、様々な要因が複雑に絡み合った災害発生原因を解き明かし、当該災害が発生した事業場における、実効ある再発防止対策を検討するとともに、同種災害の防止のために必要な施策も検討することとしている。

調査時には、調査担当者が実際に災害発生現場に立ち入り、災害発生現場に保存された災害発生状況について直接見分し、それらを文章・図面・写真等に記録する。また、災害発生状況が現場等に保存されておらず、見分できなかった部分、災害発生に至るまでの背景等については、災害発生前後に発生現場周囲にいた関係者から当時の様子や通常の作業環境等の聴取等を行うことにより、上記の記録と組み合わせて災害発生状況を的確に把握するものである。

上記のとおり、実効ある災害調査の実施のためには、災害調査実施時における、調査担当者との相互の信頼関係を前提にして、任意の協力により、多数の関係者から迅速かつ正確な事実の説明や関係資料の提供を受けること、災害発生当時の作業内容・方法等が明らかにされること、事故現場の保全等の協力を得ること等が必要である。

#### (イ) 災害調査復命書について

上記(ア)のとおり実施された災害調査については、調査担当者が、調査結果及び原因と対策、これらを踏まえた上での行政上の措置に係る所見について、災害調査復命書に取りまとめ、その所属する労働基準監督署長に復命し、当該災害に係る行政機関としての措置について、その要否等を伺う。

災害調査復命書には、災害発生状況について、例えば、調査事実を項目ごとや、時系列的に整理し、また、調査事実をそのまま記載するのではなく、場合によっては調査担当者の分析・評価を加えた形で記載するなど、災害発生状況が詳細に記載されている。そして、このような災害発生状況から分析・検討した災害発生原因と再発防止策が、その分析・検討の過程を含めて記載されている。労働基準監督署長は、当該災害を発生させた事業場、あるいは、同種災害を発生させるおそれのある事業場に対する調査担当者の行政指導等の案のみの確認を行うのではなく、このような災害発生状況の詳細、災害発生原因・再発防止策、行政上の措置案等を併せ見ることによって、調査担当者の調査事実・思考過程に至るまでを災害調査復命

書を通じて確認し、当該災害に係る行政指導の要否等について総合的に、かつ、的確に判断することとなる。

このように災害調査復命書は、労働基準監督署において、個別の労働災害に係る行政指導のみならず、労働基準監督署における同種災害を防止するための施策を決定するための資料として使用される。また、必要に応じ、当該復命書の写しが、都道府県労働局を通じて厚生労働省本省に送付され都道府県労働局や厚生労働省本省では、当該復命書の内容を更に検討し、同種災害に係る労働局管内の、又は全国斉一的な労働災害防止に係る種々の施策や、法令改正等各種の施策を検討するための基礎資料として活用される。

以上のことから、災害調査復命書は、実効ある労働安全衛生行政を推進する上で最も重要な資料となっている。

#### (ウ) 災害調査復命書の構成

災害調査復命書は、本体及び添付資料（図面、写真等）から構成されている。

本体部分には、主に災害調査を実施した事業場に関する事項、被災労働者に関する事項、災害の内容に関する事項、災害原因と再発防止対策に関する事項、その他調査結果に関する事項が記載されており、添付資料としては、災害発生現場の状況を示した見取図、写真等が添付されている。

#### イ 文書2について

文書2については、平成27年度中に特定法人から提出された労働者死傷病報告であり、別表に掲げる文書番号2の文書を本件対象文書として特定した。

##### ・労働者死傷病報告について

労働者死傷病報告は、安衛法及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の規定に基づき、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときに、事業者が、遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出しなければならない報告である。

#### ウ 文書3について

平成27年度中に特定法人で発生した労働災害に関して、労働基準監督署が当該法人に対して交付した指導文書は、本来法8条を適用し、対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものではあるが、原処分で既に対象文書の存在を明らかにしているので、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はない。

このため、文書3については、別表に掲げる文書番号3の文書を本件対象文書として特定した。

・指導文書について

指導文書については、是正勧告書や指導票が対象文書として考えられる。

是正勧告書とは、労働基準監督官が、管内に所在する事業場に臨検監督を実施し、労働基準関係法令に係る違反を認めた際に、その違反事項については是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する行政文書である。指導票とは、労働基準監督署の担当官が、管内に所在する事業場に対し、法違反ではないものの文書により改善を求める事項がある場合に作成する行政文書である。これらの正本は事業場に交付するものであるため、労働基準監督署ではこれらの控えを保有している。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法8条の適用について

文書1及び文書3の存否を明らかにすることは、特定事業場において労働災害が発生した事実及びそれに伴い特定事業場が指導等を受けた事実の有無を明らかにする結果を生じさせる。

このような場合、当該特定事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

このため、文書1及び文書3の存否を明らかにすることは、法5条2号イの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」という不開示情報を開示することとなるものである。

また、文書1及び文書3は、当該特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態であり、その存否を明らかにすることは、このような信頼関係が失われ、事業場が関係資料の提出等、特定労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、また、指導に対する自主的改善意欲を低下させるとともに、労働基準関係法令違反の隠ぺいを行うなど、労働基準監督機関が行う事務であって、検査事務という性格を持つ監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、違法な行為の発見を困難にするおそれその他その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書き及びイの不開示情報を明らかにすることとなる。また、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報を明らかにすることにもなるため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

したがって、文書1及び文書3については、その存否を明らかにす

るだけで、法5条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイの不開示情報を明らかにすることとなるため、本来であれば、法8条の規定に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものである。

しかし、本件の場合、原処分において、対象文書の存否を明らかにし、その一部を開示しているため、本件においては、文書1及び文書3について、既に関示された部分に限って、これを容認し、その余の部分については、本来の法の適用条項である法8条に照らし、不開示を維持することが妥当である。

イ 法5条1号該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①、③及び④、対象文書2の①及び②並びに対象文書3の①の不開示部分には、被災労働者等の氏名や経歴といった個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は印影等公にすることにより、個人の財産権等の権利利益を害するおそれがあるものが記載されている。これら情報については、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条2号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし④、対象文書2の①及び②並びに対象文書3の①の不開示部分には、本件に係る法人に関する情報が記載されている。

これらの情報のうち法人を特定することができるものについては、当該事業場において、労働基準関係法令の違反があることを推認させることにより、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報のうち上記以外の情報については、法人の内部情報であり、公にすることにより、同業他社等において知られることとなり、その安全衛生管理体制等の情報を収集することが容易となり、当該法人に対抗する措置を講ずること等により、当該法人の事業の運営に影響を及ぼすおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条2号ロ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書3の①の不開示部分には、本件に係る法人に関する情報が記載されている。これらの情報につい

ては、当該法人から公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として公にしないこととされる情報であることから、法5条2号口の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法5条4号並びに6号柱書き及びイ該当性について

本件対象政文書の不開示部分には、事業者が行った内部調査の結果明らかとなった事項等や、本件に関し実施した災害調査で明らかにされた調査事項等と、それに伴う行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。これは、特定の事業場が労働基準監督機関との信頼関係を前提として誠実に労働基準監督機関に対して明らかにした事業場の実態に関する情報であり、これが公にされた場合には、このような信頼関係が失われ、事業場が関係資料の提出等労働基準監督機関に対する情報提供に一切協力的でなくなり、また、指導に対する自主的改善意欲を低下させるとともに、労働関係法令違反の隠ぺいを行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの文書全体が法5条6号柱書き及びイの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

別表に記載した事項のうち、対象文書3の①の不開示部分については、上記に加え、公にすることにより、犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがあることから、これらの文書全体が法5条4号の不開示情報にも該当し、不開示とすることが妥当である。

4 請求人の主張に対する反論等

請求人は、審査請求書において「労災死亡事故に伴う関係法令さえ不開示であり、それに基づく事実関係が何一つ判明しない上、長野労働局が適法適正な業務をしたのか、また事業者に対してどんな処分を下したのか、その経過や結果を含めて全く不明なため」として不開示部分の開示を求めているが、本件対象文書の不開示情報該当性については、上記3で述べたとおりであるため、請求人の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、結論において原処分は妥当であり、これを維持し、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年3月21日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月13日    | 審議            |
| ④ | 同月24日      | 審査請求人から意見書を收受 |

- ⑤ 同年11月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年12月7日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成27年度中、特定法人（本社・特定市）の事業所内で発生した労災死傷事故に係る災害調査復命書、労働者死傷病報告及び労災事故に関する会社への指導文書」であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1、文書2及び文書3である。処分庁は、法5条1号、2号イ及びロ、4号並びに6号柱書き及びイに該当するとして、その一部を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、文書1及び文書3については、その存否を明らかにするだけで、法5条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに掲げる不開示情報を明らかにすることとなるため、本来であれば、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものであるが、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにし、その一部を開示しているため、本件においては、文書1及び文書3について、既に開示された部分に限って、これを容認し、その余の部分については、本来の法の適用条項である法8条に照らし、不開示を維持することが妥当であり、また、文書2については、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当し、不開示することが妥当であるとしているので、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書1及び文書3の存否応答拒否の妥当性及び本件対象文書の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

- (1) 本件対象文書のうち、文書1及び文書3は、その存否を明らかにすると、特定事業場内において労働災害が発生した事実の有無（以下「本件存否情報1」という。）及び特定事業場が労災事故に関して労働基準監督署から調査・指導等を受けた事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）を明らかにすることになると認められる。
- (2) 本件存否情報1について検討すると、労働災害は、人為的あるいは自然的現象により幅広く発生するものであって、必ずしも当該事業場の責により発生するものとは限られず、労働災害が発生したという事実のみでは、直ちに、社会的イメージの低下を招き、求人活動等に影響を及ぼすおそれや取引先会社との間で信用を失うおそれがあるなど、当該事業場の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、労働基準監督機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、同機関の行う検

査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、本件存否情報1は、法5条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当するとは認められず、法8条の規定により存否応答拒否すべきであったとは認められない。

- (3) 本件存否情報2について検討すると、行政指導には、労働基準関係法令違反が認められた場合に行われる是正勧告（是正勧告書の交付）のみならず、法令違反が認められない場合に行われる改善指導（指導票の交付）も含まれるため、本件存否情報2は、必ずしも法令違反の有無を示すものではない。さらに、本件開示請求において行政指導の対象として特定された事象の内容等をも踏まえれば、特定の労災事故に関しておよそ何らかの行政指導が行われたという事実のみでは、上記(2)と同様の理由により、本件存否情報2は、同条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当するとは認められず、法8条の規定により存否応答拒否すべきであったとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 別表の4欄に掲げる部分について

ア 文書1の災害調査復命書20頁「署長判決および意見」欄の印影は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められるが、労働基準監督署の特定職員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）にいう公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名に該当し、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分を公にしても、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、事業場との信頼関係が失われ、検査事務という性格を持つ監督指導業務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は労働基準監督機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書1の安全衛生指導復命書の46頁及び48頁の「署長判決」欄右隣2枠目は、法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができるものに該当せず、また、同号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものにも該当するとは認められない。

また、当該部分は、原処分で開示されている情報から推認できる内

容であり、これを公にしても事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、事業場との信頼関係が失われ、検査事務という性格を持つ監督指導業務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は労働基準監督機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の不開示部分について

ア 文書1

(ア) 災害調査復命書

- a 「被災者氏名」欄、「年令」欄、「職種」欄、「経験年数」欄、「勤続年数」欄、「障害の部位および傷病名」欄、「休業見込日数および死亡」欄及び「出稼・一般の別」欄は、一体として被災者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、「氏名」及び「年令」は個人識別部分に該当することから部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを公にすると、被災者の勤務する事業場の関係者等には被災者が特定される可能性があり、当該被災者の権利利益を害するおそれがあると認められることから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b 「面接者職氏名」欄は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は、個人識別部分に該当することから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもな

く、不開示とすることが妥当である。

- c 「事業場名」欄及び「親事業場名 元方事業場名」欄並びにこれらの事業場の「所在地」欄及び「代表者職氏名」欄は、特定事業場内で発生した災害に係る災害調査の対象事業場の情報であって、これらを公にすると、労働災害を発生した事業主を特定することができるものになると認められ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- d その余の部分には、災害調査の調査結果として得られた情報等及び労働基準監督機関の意見・対応・法的判断が記載されており、これらを公にすると、今後同様の労働災害において、労働基準監督機関が行う調査への事業場関係者の協力をちゅうちょさせ、調査・指導に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、今後同様の災害調査において災害の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該部分は法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### (イ) 災害調査復命書の添付書類

- a 21頁ないし42頁の文書は、調査担当官が災害調査の対象事業場から取得した文書であり、労働基準監督機関が行う労災調査の調査手法等が明らかとなる情報であると認められ、上記(ア)dと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b 43頁の文書は、調査担当官が災害調査の対象事業場から取得した文書であり、労働基準監督機関が行う労災調査の調査手法等が明らかとなる情報であると認められ、上記(ア)dと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### (ウ) 安全衛生指導復命書

- a 「事業の名称」欄、「事業場の名称」欄及び「事業場の所在地」欄は、安全衛生指導の対象事業場に係る情報が記載されており、上記(ア)cと同様の理由により、法5条2号イに該当し、

同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 「面接者職氏名」欄は、上記（ア）bと同様の理由により、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

c その余の部分には、労働基準監督機関の調査手法・内容が明らかとなる情報、調査担当官が安全衛生指導の対象事業場から聴取した内容、調査結果として得られた情報等及び労働基準監督機関の意見・対応・法的判断が記載されており、これらを公にすると、労働関係法令違反の隠ぺいや法令の不遵守、又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生じることから、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同号1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## イ 文書2

### （ア）労働者死傷病報告

a 最下部の不開示部分は、事業者の印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当すると認められ、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 「報告書作成者職氏名」欄は、上記ア（ア）bと同様の理由により、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

c その余の部分は、被災者の氏名、生年月日、勤務する事業場の所在地等の情報及び被災状況に係る情報であると認められる。

これらの情報は、一体として被災者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定

されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、「氏名」及び「生年月日」は個人識別部分に該当することから部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを公にすると、被災者の勤務する事業場の関係者等には被災者が特定される可能性があり、当該被災者の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### (イ) 労働者死傷病報告の添付書類

当該部分は、労働者死傷病報告の添付書類であり、労務管理や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する情報であると認められ、これらの情報が公になると、取引関係や人材確保等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当すると認められ、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 文書3

当該部分は、特定事業場で発生した労災事故に対する指導に係る文書であり、これらの文書が公になると、労働基準監督機関が行う労災指導業務に関する調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記ア(ウ)cと同様の理由により、法5条6号イに該当すると認められ、同条1号、2号イ及びロ、4号並びに6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及びロ、4号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条2号イ、4号及び6号イに該当するとして、文書1及び文書3の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同条2号イ、4号及び6号イに該当するとは認められないので、諮問庁が本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否す

べきであったとしていることは妥当ではなく、本件対象文書のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、同条2号ロ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 不開示を維持する部分		3 不開示情報 (法5条該当号)						4 開示すべき部分
文書番号	文書名	頁		該当箇所	1号	2号イ	2号ロ	4号	6号柱書き	6号イ	
1	災害調査復命書	1 - 20	①	不開示部分	○	○			○	○	20頁 「署長判決および意見」欄の印影
	添付書類	21 - 42	②	不開示部分		○			○	○	なし
		43	③	不開示部分	○	○			○	○	
	安全衛生指導復命書	46 - 49	④	不開示部分	○	○			○	○	46頁及び48頁の「署長判決」欄右隣2枠目
2	労働者死傷病報告	44	①	不開示部分	○	○			○	○	なし
	添付書類	45	②	不開示部分	○	○			○	○	なし
3	特定法人に対する指導文書	50 - 56	①	不開示部分	○	○	○	○	○	○	なし

※ 対象文書に頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号3の1枚目ないし56枚目に1頁ないし56頁と付番したものを「頁」として記載している。